

第 371 回静岡地方最低賃金審議会
議事要旨

開催日時	令和 2 年 8 月 21 日（金） 午前 10 時 58 分から午後 12 時 10 分まで		
開催場所	静岡地方合同庁舎 4 階 共用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
	労働者を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
	使用者を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 静岡県最低賃金の改正決定に係る静岡最低賃金審議会の意見に対する異議申出について 2 静岡県最低賃金専門部会の廃止について 3 小委員会の審議結果の報告について 4 特定最低賃金改正決定等の必要性の有無について 5 特定最低賃金の改正決定について 6 その他 		
議事要旨	本会議は、 公開・非公開		
<p>議題 1 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異議申出に記載された意見について審議が行われ、8 月 4 日付け答申どおりとすることが適当とされた。 ・8 月 4 日付答申の付帯決議について、速やかに公表することとなった。 <p>議題 2 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県最低賃金専門部会の廃止について了承された。 <p>議題 3 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種商品小売業特定最低賃金の改正決定の必要性について、小委員会の審議結果が報告された。 <p>議題 4 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金」、「静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金」、「静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金」、「静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の 4 産業について、改正決定の必要性が有りとなされた。 ・「静岡県各種商品小売業最低賃金」について、改正決定の必要性について意見の一致に至らなかった。 <p>議題 5 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正決定の必要性が有りとなされた 4 つの特定最低賃金について、静岡労働局長より改正決定の諮問が行われた。 ・特定最低賃金専門部会が全会一致の場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定に基づき、本審の決議とすることとなった。 <p>議題 6 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、今後の審議日程と発効日等について説明があった。 ・特定最低賃金を審議する本審と第 1 回専門部会は非公開となった。 			